

中小企業のための雇用支援セミナー

— 合理的配慮を味方に —



そもそも合理的配慮って

特別なことが必要なの？

どこまで調整したらいいの？

罰則はあるの？

雇用分野における合理的配慮の提供が義務化され、事業主には個々の状況に応じた対応が求められています。合理的配慮を正しく理解し提供することは、コンプライアンス面でのリスク回避だけではなく、企業価値の向上や多様性のある組織作りなど多くのメリットをもたらします。

法定雇用率の達成を目的とした障害者雇用だけにとどまらず、人材育成や業務効率の見直しを進めることで、生産性を向上させ、障害のある人もない人も『その人らしく』ともに働ける職場環境の実現を考えていきます。

本セミナーでは、関哉直人弁護士を迎え、企業が直面する法的小よび社会的責任について、具体的な事例を交えながら解説していきます。さらに適切な対応策についてもお話しいたします。



講師 弁護士 関哉 直人 氏

障害者の権利擁護に係わる弁護活動や、成年被後見人の選挙権回復、優生保護法の問題に尽力するなど多くのソーシャルアクションに携わり、当事者に寄り添いながら安心を届けられるよう活動をされています。主な著書は「今日からできる障害者雇用」、「Q & A 障害者差別解消法」など。

日時 : 2月27日(木) 14:00~16:00

会場 : 練馬区役所 20階 会議室 (交流会場)

定員 : 60名

お申込み

メールの場合 : お名前・ご所属・連絡先・参加人数・メールアドレスをメール送信してください

FAXの場合 : 裏面「申込用紙」に必要事項を記入のうえ、FAX送信してください

主催 : (社福)練馬区社会福祉協議会 障害者就労支援センターレインボーワーク

後援 : 練馬区

障害者雇用支援セミナー 参加申込用紙

下記、必要事項をご記入のうえ令和7年2月17日(月)までに
FAX または お電話 にて、お申込みください。
メールの場合は、同じ内容を本文に記載してお送りください。

申込日： 令和 年 月 日

| | |
|------------|--|
| ふりがな 氏名 | |
| 所属 | |
| 連絡先 | |
| 参加人数 | |
| メールアドレス | |
| 質問、ご要望 | |

申込用紙送付先：社会福祉法人練馬区社会福祉協議会

障害者就労支援センター レインボーワーク

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階

お申込み・お問合せ TEL：03-3948-6501 FAX：03-3994-1224

メールアドレス：rainbow-work@neri-shakyo.com